

平成25年度賦課額 (10a当たり)

区分	一般会計 (円)		計 (円)	備考
	共通費	各区費		
第1区 (横越)	11,500	500	12,000	畑 (10a) については定款第24条により田の100分の25の額 (共通2,875円、各区125円)
第2区 (大江山)	11,500	500	12,000	
第3区 (亀田)	11,500		11,500	
第4区 (両川)	11,500		11,500	
第5区 (曾野木)	11,500	500	12,000	
第6区 (鳥屋野)	11,500		11,500	
第7区 (山湯)	11,500		11,500	
第8区 (石山)	11,500		11,500	
第9区 (大形)	11,500		11,500	

平成25年度 組合費

令書発行 10月4日

納期 10月21日

- ・現金納入の場合は10月21日までに納めて下さい。
- ・口座振替の場合は10月21日に引き落とされます。

創立60周年記念誌発行のご案内

当改良区は平成23年11月に創立60周年を迎えました。創立以来の60年で亀田郷は大きな変化を遂げました。昭和23年に完成した栗ノ木排水機場と、これを契機とした用排水路、圃場整備により乾田化が達成され、機械化・大規模化・複合経営の農業が行われるようになりました。その後、地盤沈下や地震などの災害対応とともに、都市化・混住化が進み、都市近郊農業の展開も進みました。時代は平成に入り、高速道路や公共施設などのインフラ整備がなされる中で、都市と農村の調和のとれた発展が絶えず求められてきました。農業農村整備事業においても、強い農業を育てるとともに、環境への配慮と地域住民の参画を求めつつ、適時適正な維持管理と更新を目指すなど、大きな変化が現れています。

このような時代の変化を、当改良区では亀田郷土地改良史誌として、昭和51年と平成2年に発行してきましたが、前回の発行から20年余りが経過し、創立60周年を機に改めて、新たな記念誌の制作を進めており、現在、編集作業は佳境に入っています。



明日への展望を探る 農家座談会 (平成 25 年 1 月実施)

女性たちの素顔、そして亀田郷の原点ともいえる佐野藤三郎元理事長とその時代について、あらためて取り上げるとともに、農家のみなさんの座談会を通じて明日への展望を探りました。

また、これらの事業展開を基盤的資料として、当改良区の運営・財務・組織、事業・維持管理、提言・構想などに関する資料を収集・編集し、別冊として発行することとしています。

「亀田郷土地改良区創立60周年記念誌 水と土と農民」と「亀田郷土地改良誌 資料編」は、11月発行予定です。発行日、価格などにつきましては、改めてご案内いたします。

土地改良区からのお願い

組合員資格得喪通知の手続きについて (農地法第3条)

土地改良区の賦課台帳は、組合員皆さまからの届出によって更新されます。手続を怠りますと、農地を異動したのいつまでも組合費が掛かることになります。農地を売ったり買ったりした場合は、速やかに「資格得喪通知書」をご提出願います。

農地の転用について (農地法第4条・第5条)

ご自分の農地を自ら転用する場合や農地を売ったり貸したりして転用する場合、土地改良区への通知が必要です。速やかに「農地転用等の通知及び地区除外申請書」をご提出願います。

決済金について

農地を転用する際、決済金が掛かります。
田 65万円 (1,000㎡当たり) 畑 16.3万円 (1,000㎡当たり)

農地が転用されると、償還金や施設の維持管理費を周辺の農地が負わなければならない、少しでも組合員皆さまの負担を軽減させるため決済金処理が必要です。農地の転用手続きと一緒に収めていただきます。

他目的使用について

使用料金 (5年分)		
①乗入れ (橋など)	1㎡当たり	7,200円 / 5年間
②浄化槽排水	1人槽当たり	1,800円 / 5年間
③ガス管・上下水道管	家庭引込	免除

土地改良区が管理する農道や水路を農業以外の目的で使用する場合、土地改良

区の許可が必要です。速やかに「土地改良財産他目的使用申請書」をご提出願います。

使用期間は最大で5年間です。引き続き使用する場合も更新手続きが必要です。なお、無断で使用している場合、直ちに撤去命令を発し、原形に復するため復旧工事等の費用をご負担いただきます。また、広告看板は公共以外許可いたしません。

賦課内訳書の同封と内容の確認について

平成20年度から賦課令書と一緒に賦課内訳書もお送りしております。今一度、現在ご自身がお持ちの農地をご確認いただきますようお願い申し上げます。何かお気付きの点やご不明な点等ございましたら、出張所までお問い合わせください。ご指摘の点につきましては、実地調査し、所定の手続きを行った上で処理させていただきます。

また、相続や売買等の理由から組合員資格得喪通知書をご提出いただいた際も、土地改良区の方で実地調査等を行い、場合によっては、必要な手続きをお願いいたしますので、ご理解、ご協力の程お願い申し上げます。

申請書ダウンロード

土地改良区への申請や届出、申込みの際の申請様式がホームページからダウンロードできるようになりました。いったん印刷の上、必要事項を記入して頂いても構いませんし、パソコン上で直接入力後印刷いただいても構いません。

なお、ご提出いただく際は、関係図面や関係資料の添付を要しますので、ご不明な点は、土地改良区本部又は最寄りの出張所へお問い合わせください。

また、これまでExcel (エクセル) 形式だけでしたが、この度Word (ワード) 形式による様式も追加しましたので、併せてよろしくお願ひ申し上げます。

ホームページアドレスは下記のとおりです。
<http://www.kamedagou.jp/>